

旧 RD 最終処分場跡地の県有地化および責任追及の状況について

1 処分場跡地の県有地化

(1) 土地の概要

① 取得対象とする土地の性質

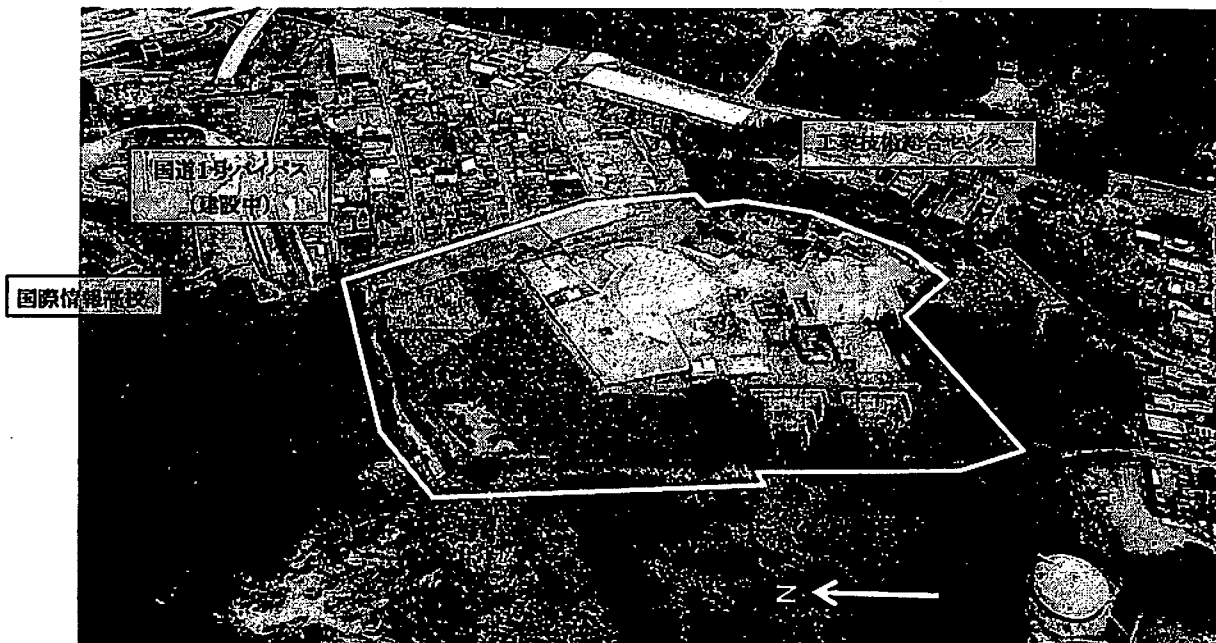
旧 RD 最終処分場の区域 (付属する RD 社所有地を含む) の全域

② 面積

53,260.99 平方メートル (実測)

③ 所在地および現況

栗東市小野字鴨ヶ池 7-1 ほか 34 筆



(平成 25 年 6 月 28 日撮影)

(2) 取得の方針

① 取得の方法

旧 RD 最終処分場の跡地の全筆を、寄附により取得する。

② 取得の理由

ア 県と地元との間で締結した協定の履行

(地元自治会は、万一、追加の工事等を要することとなる場合に県の対応を担保する観点、および不適切な第三者が跡地を取得することを防ぐ観点から、県有地化を強く要望。対策工事の合意に係る県と地元自治会の協定書 (平成 24 年 10 月締結) において、跡地の県有地化が明記されている。)

イ 代執行事業実施後の適切な管理の担保

(覆土の機能維持、遮水壁等の地下構造物等の破損防止等)

ウ 支障除去後の利用価値の掌握

エ 円滑な代執行事業の実施の担保

③ 取得後の取扱い

ア 掘削後に埋め戻し、覆土、法面修正等を行うが、ほぼ現況と同様の形状の土地となる。

イ 県有地として将来にわたり管理する前提であるため売却はできないが、ウの制約の範囲内で貸付けは可能。

ウ 対策工事完了後は、地表部分を利用可能。ただし、覆土の下には埋立廃棄物が存することから、埋立廃棄物の安定化が達成されるまでは土地利用に一定の制約を生じる（地下構造物、覆土等の機能を維持するため、表面荷重、形状変更等に制約がある。）。

エ 取得後の利用方法は未定。

(3) 権利の状況および取得予定 (平成 26 年 2 月 10 日現在)

| 所有名義人 | 地番および公簿面積 | 所有権以外の物権 | 今後の見込み | 取得時期 |
|-------------------|--|------------------|---|---------------|
| ①RD 社 | 栗東市小野字鴨ヶ池 7-2 ほか 31 筆 (25,543.55 m ²) | ・根抵当権 (金融機関 2 社) | ・所有権…破産管財人から寄附により取得済。(所有権移転登記手続中) ・根抵当権…所有権移転と併せて登記抹消の手続中。 | 平 26 1.31 |
| ②元代表取締役 | 栗東市小野字鴨ヶ池 7-1 (16,859 m ²) | ・根抵当権 (建設会社 1 社) | ・所有権…寄附の見込み (交渉中) ・根抵当権…県への寄附に合わせて抹消する旨合意済み。 | 平 25 年度内 |
| ③ ② の親族 (故人) | 栗東市小野字鴨ヶ池 8-1 (7,674 m ²) | ・根抵当権 (金融機関 2 社) | ・所有権…相続財産管理人から寄附を受ける予定 (現在、大津家裁において手続中) ・根抵当権…県への寄附に合わせて抹消する旨合意済み。 | 平 26 年度内 |
| ④RD 社に土地を貸していた第三者 | 栗東市小野字折口 6-9 (149 m ²) | なし | (寄附により取得済み) | 平 25 12.11 |

2 責任追及について

(1) 措置命令の発出状況

| 発出日 | 名宛人 | 措置命令の内容 |
|---------------------|--------------------------------------|--|
| 平成 20 年 5 月 28 日 | ・破産者(株)アール・ディ エンジニアリング ・元代表取締役 | ① 廃棄物等の飛散流出防止 ② 場内浸透水の汚染の防止および当該汚染に 起因する周辺地下水の汚染のおそれの防止 ③ 硫化水素ガス等による悪臭の発生防止 ④ 焼却炉に付着したばいじん等の飛散防止 |
| 平成 20 年 7 月 24 日 | 元取締役等 3 名 | 場内浸透水の汚染の防止および当該汚染に起 因する周辺地下水の汚染のおそれの防止 |

(2) 納付命令の発出状況

| 発出日 | 名宛人 | 納付命令の内容 |
|----------------------|--------------------------------------|--|
| 平成 22 年 10 月 22 日 | ・破産者(株)アール・ディ エンジニアリング ・元代表取締役 | 内容 緊急対策工事費用（放置焼却炉の撤去、廃 棄物仮置場所設置、飛散防止措置等に要した 費用。県単独費） 命令額 94,117,579 円 |
| 平成 25 年 9 月 9 日 | 同上 | 内容 既命令分以降に県が支出した行政代執行 費用（調査委託費、工事設計委託費、掘削工 事費、廃棄物処分費等。起債対象を含む。） 命令額 709,029,725 円 |

(3) 現時点（平成 26 年 1 月末）までの回収済額
1,983,596 円（強制徴収および定期納付）

(4) 今後の回収の見込み

① 今年度

RD 社の破産手続終了（平成 26 年 3 月見込み）に伴い、年度内に同社の破産財団
から 700 万円程度の回収が見込まれる。

② 来年度以降

措置命令対象者に対し、今後二次対策の完了までに直接要する行政代執行費用
（工事費用、廃棄物運搬処分費用、水質モニタリング調査費用等。総額約 70 億円）
について、毎年度、当該年度分の支出額の納付を命ずる。

ただし、来年度以降の回収額は、現時点での想定では少額にとどまる見込み。